

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

## 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和3年3月31日に取り扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しを致しますので、期間内に申出をお願い致します。

### 記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 武蔵野

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ウインズラジャ戸塚ライトカード

○払戻しの申出期間

令和3年4月1日（木曜日）から令和3年6月20日（日曜日）まで。

（受付時間：9時～17時）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

申出票を記入し、ウインズラジャ戸塚フロントに提出してください。

○払戻しの方法

お客様口座（本人名義に限る）への振込

○払戻しに関する問い合わせ先

〒245-0053 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 284-1

ウインズラジャゴルフステーション戸塚

TEL番号 045-810-5152

株式会社 武蔵野

令和3年4月1日